

土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等の概要

I. 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の概要

1. 趣旨

平成 22 年 4 月 1 日から施行された改正土壤汚染対策法の施行状況を鑑み、土壤汚染による人の健康被害の防止という法目的を確保しつつ、自然的原因により有害物質が含まれて汚染された土壤への対応を中心とした法の運用上の課題への対応及び施行の円滑化の観点から省令改正を行うもの。

2. 改正の概要

- (1) 形質変更時要届出区域のうち自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域の設定及び台帳への記載 【規則第 58 条第 4 項】
形質変更時要届出区域を、その区域の特性に応じ、「自然由来特例区域」、「埋立地特例地域」、「埋立地管理区域」とし、その旨を都道府県知事・政令市長が台帳に記載する。【図 - 1 参照】

- (2) 形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の施工方法の基準のうち帶水層に接する土地の形質の変更の施工方法の基準の緩和 【規則第 53 条第 2 号】

形質変更時要届出区域のうち、次に掲げる土地について規則第 53 条第 2 号に定める施工方法の基準をそれぞれ以下のとおりとする。【図 - 1 参照】

- ① 自然由来特例区域及び埋立地特例区域

土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壤が当該区域内の帶水層に接しても差し支えないととする。

- ② 埋立地管理区域

土地の形質の変更に当たり、新たに定める告示の施工方法の基準に従えば、基準不適合土壤が当該区域内の帶水層に接しても差し支えないとする。

<埋立地管理区域において土地の形質の変更を行う場合の施工方法の基準 (平成 23 年環境省告示第 54 号) の概要>

埋立地管理区域における規則 53 条第 2 号に係る施工の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 土地の形質の変更の方法は、次のいずれかによること。

イ 地下水位を管理して施工する方法 【図-2.1 参照】

- 1) 形質変更を行う範囲の内側又は周縁の 1 以上の地点において、地下水を揚水し汚染の拡散を防止すること。
- 2) 形質変更の範囲の周縁に観測井を設け、工事期間中定期的に地下水位を観測し、土地の形質の変更の範囲の内側の地下水位が土地の形質の変更の範囲の外側の地下水位を超えないようにすること。
- 3) 形質変更の範囲の内側の地下水位が土地の形質の変更の範囲の外側の地下水位を超えた場合には、地下水の汚染の拡散を防止するため必要な措置を講ずること。

ロ 地下水質を監視して施工する方法 【図-2.2 参照】

- 1) 形質変更を行う範囲の周縁に観測井を設け、工事期間中 1 か月に 1 回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を測定し、変更を行う前に比べ地下水の汚染の状態を悪化させないこと。
- 2) 地下水の汚染の状態の悪化が認められる場合には、地下水の汚染の拡散を防止するために必要な措置を講ずること。

二 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帶水層まで土地の形質の変更を行う場合には、特定有害物質が深い位置にある帶水層に流出しないよう必要な措置を講ずること。【図-2.3 参照】

**(3) 自然的条件からみて土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない
ことが認められる土地における調査方法の特例について 【規則第 10 条
の 2】**

調査実施者は、調査対象地が自然的条件からみて第二種特定有害物質（シアン化合物を除く）によって汚染されているおそれがあると認められるときは、以下の方法により、調査を行わなければならない。

- ① 調査対象地における原則として最も離れた 2 つの 30 m 格子の中心について試料採取等の対象とする。（ただし、2 つの試料採取地点の間隔が 900 m 格子内に収まる距離を限度とする。）
- ② ①により試料採取等の対象となったそれぞれの単位区画の中心において、表層の土壤及び深さ 50cm までの土壤、深さ 1m から 10m までの 1mごとの土壤を採取し、表層の土壤と深さ 50cm までの土壤について同じ重量を混合した上で、試料採取等対象物質の量の測定を行う。（ただし、基準不適合土壤が存在するおそれが多い地層の位置（地表から深さ 10m 以内に当該層がある場合に限る。）が明らかな場合は、当該土壤を採取し、試料採取等対象物質の量の測定を行う。）
- ③ ②により測定した結果が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないときは、調査対象地の区域を当該試料採取等対象物質について、それぞれの基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。（②により測定した結果が 2 地点とも土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合する場合は、調査対象地の区域について基準に適合するものとみなす。また、②により測定した結果がいずれかの地点の土壤が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合する場合は、当該いずれかの地点を含む当該 30 m 格子内のみを基準に適合するものとみなす。）

(4) 公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地における調査方法について【規則第10条の3】

調査実施者は、調査対象地が公有水面埋立法による埋立事業により造成された土地であり、かつ、埋立て用材料により汚染されているおそれがあると認められるときは、以下の方法により、試料採取等を行わなければならない。

- ① 調査実施者は、調査対象地全域について、30m格子単位で試料採取等を行うこととする。
- ② 試料採取等対象物質が第1種特定有害物質である場合は、30m格子内の1地点において、表層の土壤及び深さ1mから10mまでの1mごとの土壤（地表から深さ10m以内に帶水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壤を除く。）並びに帶水層の底面の土壤（地表から深さ10m以内に帶水層の底面がある場合に限る。）を採取したものに含まれる試料採取等対象物質の量の測定を行う。
- ③ 試料採取等対象物質が第2種特定有害物質又は第3種特定有害物質である場合は、30m格子内の5区画の各1地点において表層の土壤、50cmまでの土壤及び深さ1mから10mまでの1mごとの土壤（地表から深さ10m以内に帶水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壤を除く。）並びに帶水層の底面の土壤（地表から深さ10m以内に帶水層の底面がある場合に限る。）を採取し、表層の土壤と深さ50cmまでの土壤について同じ重量を混合した上で、深さ毎に採取した土壤をそれぞれ同じ重量を混合し、混合された土壤に含まれる試料採取等対象物質の量の測定を行う。

(5) 土壤汚染状況調査の過程を省略した場合における自然由来特例区域又は埋立地特例区域の汚染状態の評価の特例について【規則第14条の2】

土壤汚染状況調査において、試料採取等を行う区画の選定又は試料採取等を省略した調査対象地の区域は第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなされているところ、自然由来特例区域又は埋立地特例区域に指定された土地については、単なる土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(6) 認定調査の負担軽減策及び掘削後調査の方法の制定 【規則第 59 条】

① 認定調査の負担軽減

認定調査において掘削対象地の土壤について以下に示すとおりに試料採取密度を設定する。

また、掘削対象地においてシマジン、チオベンカルブ、チウラム又は有機りん化合物による基準不適合土壤が存在するおそれがないと認められる場合には、当該物質の試料採取等を行わなくてよいこととする。

試料採取頻度	対象となる土壤
試料採取の必要なし	浄化等済土壤又は認定調査で基準適合とされた土壤により埋め戻された土壤であって、埋め戻し後も新たな汚染が生じていないといえる土壤
900 m ² ごとの調査 又は 900 m ³ ごとの調査	搬入時に 5,000 m ³ 以下ごと（汚染のおそれのない場合）又は 900 m ³ 以下ごと（前段に該当しない場合）の調査を行っている埋め戻し土壤又は区域指定に係らない物質の土壤であって、埋め戻し後も新たな汚染が生じていないといえる土壤
100 m ² ごとの調査 又は 100 m ³ ごとの調査	その他の土壤（区域指定に係る物質の土壤又は区域指定後に汚染原因行為が認められる範囲にある土壤であって、埋め戻し後も新たな汚染が生じていないといえない土壤）

さらに、土壤汚染状況調査における試料採取等を省略した区画についても、区域指定後の土壤の搬入や形質変更の履歴を含めた土壤汚染のおそれの把握を行うことで、認定調査を行うことを可能とする。【図 - 3 参照】

② 掘削後調査について、ア)特定有害物質の汚染分散の防止、イ)第一種特定有害物質の揮発の防止、を確保した調査方法を設定する。

(7) 土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地における都道府県知事の命令に基づく土壤汚染状況調査に係る特例の調査方法の改善 【規則第10条第1項】

法第5条第1項に規定する命令に基づき土壤汚染状況調査を行う場合の調査の特例において、現行では汚染のおそれが生じた場所の位置が10m以深にあるときは土壤の試料採取等が求められていないところ、調査対象地において地下水汚染が確認されれば、汚染のおそれが生じた場所の位置が10m以深にある場合又は汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合であっても、当該地下水汚染が確認されている地点において、汚染のおそれが生じた場所の位置（汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては表層）から当該地下水汚染が確認された帶水層の底面までの1mごとの土壤の試料採取等を行うことを規定することとする。

(8) 搬出届出書の記載事項の追加 【規則第61条及び第62条】

- ① 第二溶出量基準に適合しない要措置区域等において、搬出しようとする土壤が第二溶出量基準に適合することが判明した場合、「汚染土壤の区域外搬出届出書」に当該ボーリング調査等の結果を記載した計量証明書を添付することにより、当該土壤を単なる土壤溶出量基準に適合しない汚染土壤として扱えるようにする。
- ② 搬出届出書の記載事項の一つである汚染土壤の運搬の用に供する自動車等の所有者の氏名又は名称及び連絡先について、所有者に代えて、使用者の氏名又は名称及び連絡先を記載することとする。

II. 汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令の概要

1. 趣旨

今般、改正土壤汚染対策法の施行状況を鑑み、同法の円滑施行の観点から、汚染土壌処理業者について、必要な負担軽減などの所要の規定の整備を行うもの。

2. 改正の概要

(1) 再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設に限定される場合の分別等処理施設における第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌との混合禁止の除外 【処理業省令第5条第8号】

処理業省令第5条第8号においては、分別等処理施設において第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合してはならないと一律に禁止しているところ、再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設に限定される分別等処理施設においては、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌が混合されても結果的に問題が生じないことから、この場合における同号の適用除外規定を設けることとする。

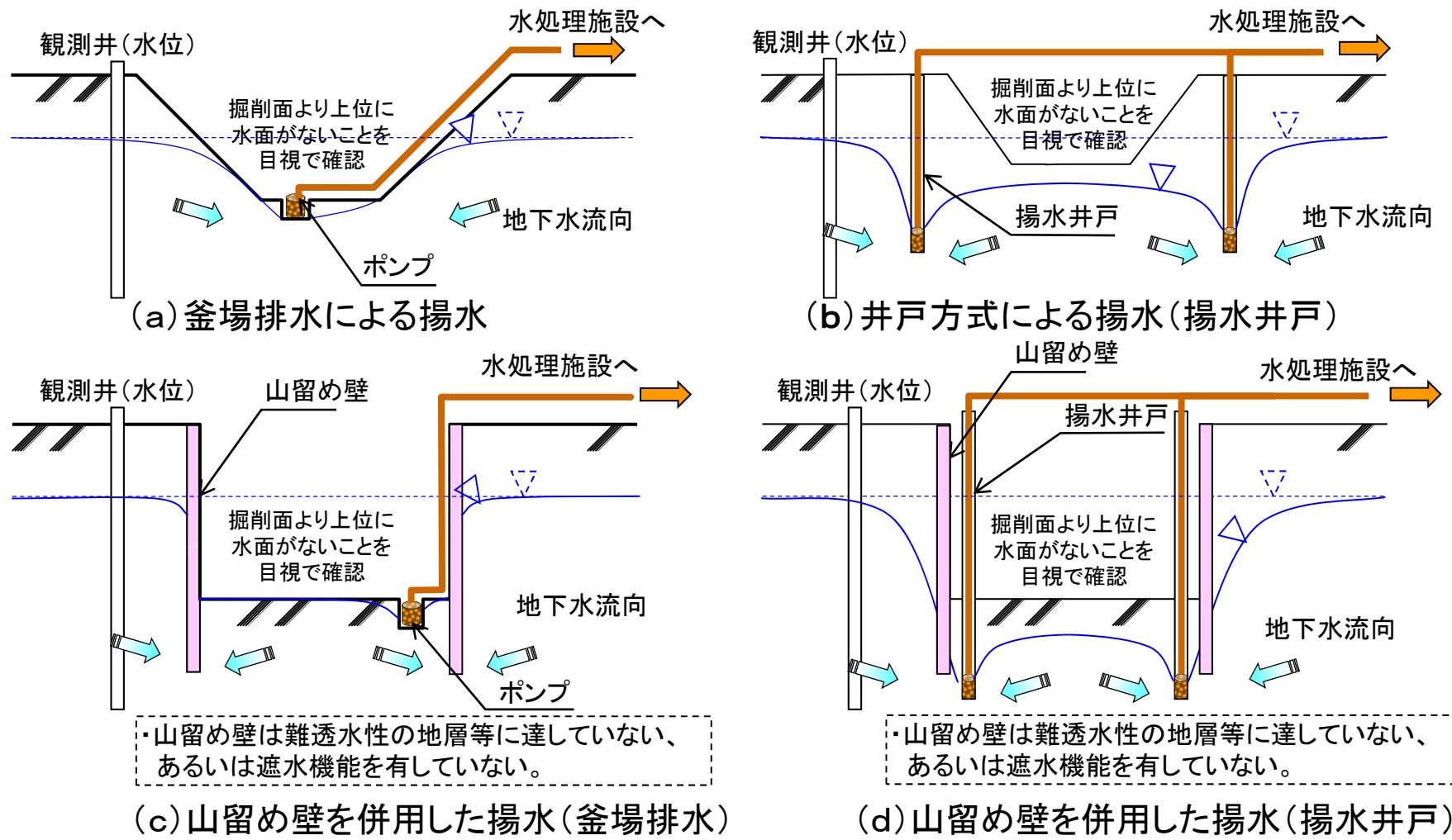
(2) 大気有害物質の測定項目の負担軽減 【処理業省令第5条第16号】

処理業省令第5条第16号においては、浄化等処理施設又はセメント製造施設の排出口において大気有害物質の量の測定を一律に義務づけているところ、測定項目の負担軽減の観点から、大気有害物質のうちダイオキシン類の測定にあっては、これらの施設のうち処理に伴ってダイオキシン類を生じる可能性のある施設に限定する規定を設けることとする。

図－1 形質変更時要届出区域における区域の分類

区域の分類		定義	汚染状態に関する基準	健康被害が生じるおそれ	土壤汚染状況調査の省略を行った場合	帶水層へ汚染拡散を招かない施工方法	下位帶水層へ汚染拡散を招かない施工方法
要措置区域 (参考)		人の健康に係る被害を防止するために汚染の除去等の措置を講じることが必要な区域	不適合	おそれあり	第二溶出量基準 不適合 土壤含有量基準 不適合	土地の形質の変更の禁止 省令第43条第2,3号 + 環告53号	環告第53号の第4(図-2.3)
形質変更時要届出区域	(適正管理区域)	人為的な特定有害物質により汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域	不適合	おそれなし	第二溶出量基準 不適合 土壤含有量基準 不適合	省令第53条第2号適用 省令第50条第1項 + 環告53号	環告第53号の第4(図-2.3)
	埋立地管理区域	①公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、かつ、都市計画法に規定する工業専用地域内にある土地 ②公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、①と同等以上に将来にわたって地下水が飲用に供されない可能性が高いと認められる区域	不適合	おそれなし	第二溶出量基準 不適合 土壤含有量基準 不適合	環告54号の第1の方法で施工することにより省令第53条第2号適用除外(図-2.1,図-2.2)	環告第54号の第2(図-2.3)
	自然由来特例区域	第二種特定有害物質(シアノ化合物を除く。)による汚染状態が専ら自然的条件からみて土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない土地	不適合	おそれなし	土壤溶出量基準 不適合 土壤含有量基準 不適合	省令第53条第2号適用除外	ガイドラインに上記告示の内容を追記
	埋立地特例区域	昭和52年以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓事業により造成された土地であり、かつ、専ら埋立て用材料により当該区域内の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない土地	不適合	おそれなし	土壤溶出量基準 不適合 土壤含有量基準 不適合	省令第53条第2号適用除外	ガイドラインに上記告示の内容を追記

図-2.1 地下水位を管理して施工する方法の例

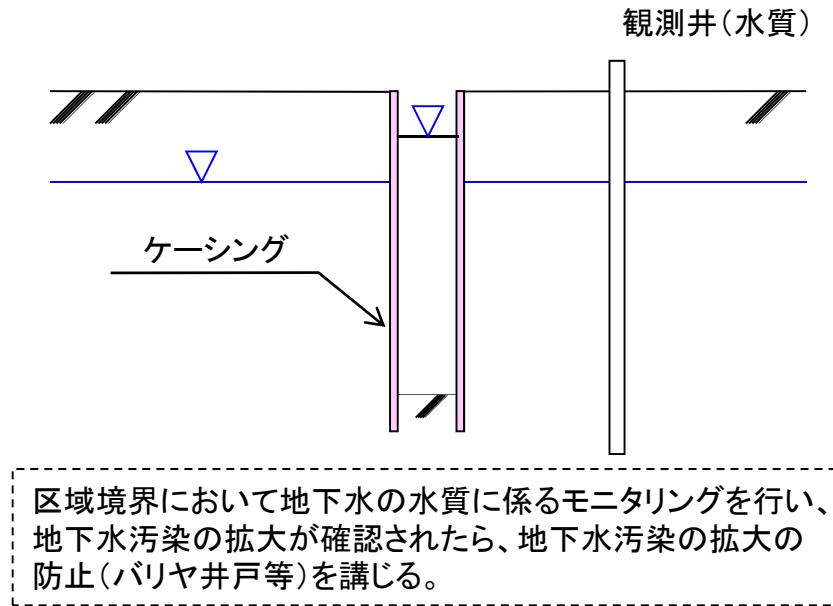


○測定位置:土地の形質の変更を行う範囲の周縁

○測定頻度:工事期間中、定期的に測定

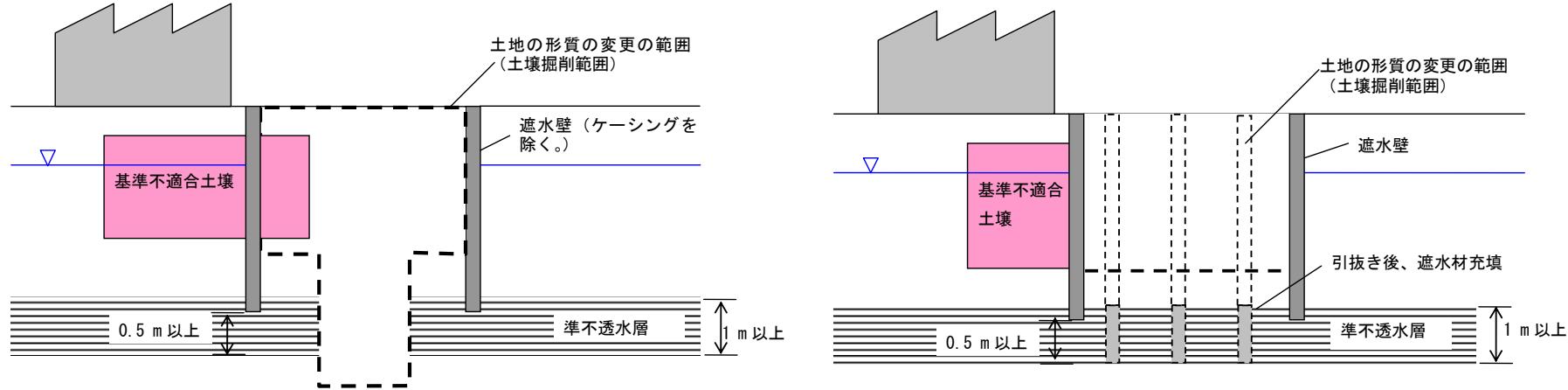
○測定地点:一以上の地点

図-2.2 地下水質を監視して施工する方法の例



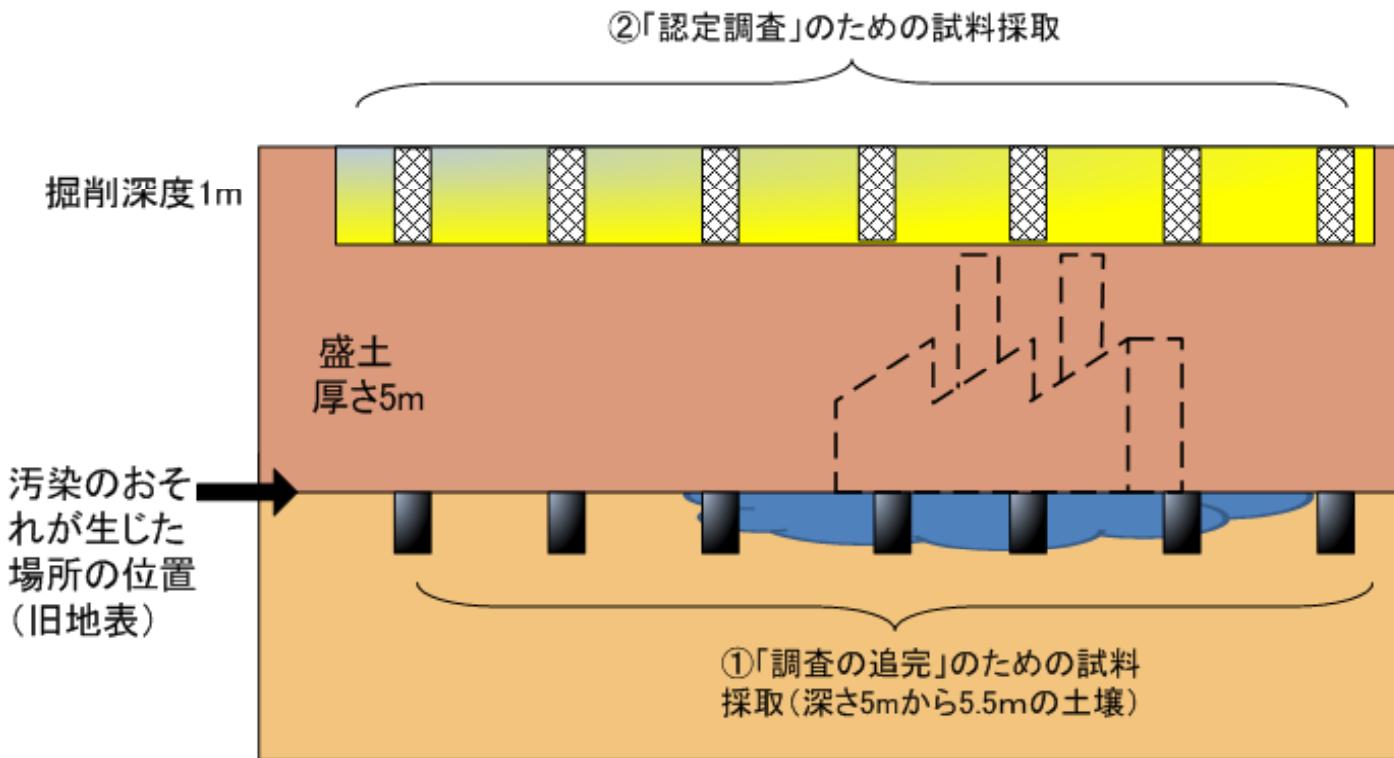
- 測定位置: 土地の形質の変更を行う範囲の周縁
- 測定地点: 地下水流向が明らかな場合は、地下水流向下流側
地下水流向が不明な場合は、四方位
区域外からの汚染の流入のおそれがある場合は、地下水流向上流側及び下流側
- 地点密度: 観測井(水質)の間隔は、目安として30m以内
- 測定頻度: 形質の変更前、形質の変更中(少なくとも1ヶ月ごと)
- 測定物質: 区域指定を受けた特定有害物質、措置に伴い生成されるおそれがある特定有害物質
- 測定方法: 平成15年3月環境省告示第17号

図-2.3 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで
土地の形質の変更を行う場合の施工方法の例



- イ 土地の形質の変更を行う準不透水層より浅い位置にある帯水層内の基準不適合土壤又は特定有害物質が当該準不透水層より深い位置にある帯水層に流出することを防止するために必要な措置を講ずること。
- ロ 最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層までの土地の形質の変更が終了した時点で、当該土地の形質の変更が行われた準不透水層が本来の遮水の効力を回復すること。

図 - 3 土壤汚染状況調査の省略を行った区域における認定調査の方法



○現状

土壤汚染状況調査を省略して指定を受けた要措置区域等で土壤を掘削して搬出しようとするときは、①「調査の追完」を行って土壤汚染の状態を把握した後に②認定調査を行う

○改正内容

土壤汚染状況調査を省略して指定を受けた要措置区域等で土壤を掘削して搬出しようとするときは、「汚染のおそれの把握」により汚染のおそれが生じた場所の位置の特定を行った後に②認定調査を可能とする。